展望

中山間地域からはじまる農地集積と農村活性化 一中山間の現場から—



中国四国農政局農村振興部長

松本雅夫 (MATSUMOTO Masao)

1. 1.300 枚の農地を守る

軽自動車がやっと通れる幅の急傾斜の農道を登っていく。一枚、一枚、折り重なるように棚田が続く。圃場の大きさは3畝から1反未満程度、小規模で不整形な田も多い。畦畔は丁寧に草が刈られ手入れが行き届いており、田んぼの横を流れる小水路の水が勢い良く流れ落ちていく。

ここは新潟県魚沼市, (一財)魚沼農耕舎が耕作している農地の一部である。魚沼農耕舎は,この中山間地域で103 ha の農地(すべて借地)を集積する農業経営体だ。圃場の筆数は1,374 枚(!)に達し,標高100~500 mに分布する平均的な圃場のサイズは6畝から8畝という。そのほか,地域の農家から延べ作業面積205 haに及ぶ作業受託を引き受けている。平成7年,農家の高齢化が進展する中,当時の村と農協などが設立した第3セクターを母体として発足し,現在は一般財団法人化し魚沼市で最も大きな農場として独自の営農活動を展開している。役員を含め10人を常勤雇用しているが、うち4人が県外出身の移住者であり、代表者も神奈川県の出身だ。

事業の柱は4つ,①農作業受託,②農業経営(水稲+ソバ),③加工・販売,④地域振興(除雪,農業体験受入れ等)から構成され、農作業受託で運転資金を確保しつつ各事業を展開している。 魚沼産コシヒカリの産地ではあるが、コメとソバの作付割合はほぼ同じ。収益として単価×収量に加えてリピート率を含めて考える戦略で、たとえばソバについて、30代の若い女性をターゲットに6次産業化プランナーの支援を得て「そばパスタ」として商品化し、SNSも活用した販売戦略を掲げる。

1,300 枚以上に及ぶ農地の管理と作業の効率化に欠かせないのは ICT の活用である。民間企業が開発したシステムを導入し、ポータブル端末で一筆一筆作業管理している。また、農場管理、作業計画(1 筆ごとの計画と実績)、資材・農機具管理、安全管理等の生産工程管理に取り組み、GAP(農業生産工程管理)認証を取得するなど経営の合理化を図っている。

このように中山間地域で大規模経営を展開しているが、課題があるという。これまで受け手のいない農地は機械が入る限りすべて受け入れてきたが、農地を引き受ければ引き受けるほど農地の出し手集落が農地を守ろうとする意識が低下すると感じ、水路清掃や道普請などの共同活動の担い手を育てていかないと農村集落は維持されないのではないかと危惧している。中山間地域においては、大規模経営体に集積するだけでは農地を守ることはできず、農村集落をいかに守っていくのかという地域振興の課題を併せて解決していくことが重要となる。

水土の知 87 (9) 715

2. 旧村レベルの広域営農と地域マネジメントの取組み

中山間地域における大規模営農と地域振興をどう組み合わせていくのか。その答えの一つが広島県東広島市で活動する農事組合法人「ファーム・おだ」にある。少子化、高齢化が進む中、地域の存続に危機感を持ち、「地域の灯を消さないため」平成15年に廃校を拠点として設立された地域内で助け合う共助の仕組み(地域自治組織「共和の郷・おだ」)をベース(1階)としつつ、平成17年に里帰りした県農業改良普及員OBが中心となって設立した農事組合法人「ファーム・おだ」が旧河内町13集落の農地(中山間地域等直接支払の集落協定を広域化した136 ha)をカバーする(2階)、2階立て方式で地域振興と農業振興を一体化して進めている。

協定農用地 136 ha のうち 104 ha を法人に集積しており、機械投資と生産管理の効率化により低コスト農業生産に取り組む。水稲生産においては「清流の里小田米」としてブランド化を図るとともに、レストランを併設した直売所「寄りん菜屋」において地元産の農産物や加工品を販売、平成 24 年からは米粉パン工房を設立し製造販売を手がけ、法人販売額 1 億円のほか、営農、加工・販売などで多くの雇用を創出している。法面・水路の日常管理は農地所有者に委託し法人経営を効率化するとともに、地元には作業委託費、雇用労賃、地代などで収益を還元する仕組みとなっている。

3. 見えてくる道筋

中山間地域にあっても 100 ha を超える規模で大規模に農地集積し、効率的な法人経営を行っている事例を見てきた。中山間地域における農地集積には、平地のような集積による規模の経済の追求とは異なる原理が 3 つ働いていると考える。①担い手のいなくなった農地を広域的に引き受けることを通じた「地域農業継続のための集積」、②広域化して法人化することで就農の受け皿を作り、幅広い人材を受け入れる「広域化による人材確保」、③農業振興の担い手が地域振興の担い手となる「産業振興と地域振興の一体化」である。

平成30年6月に公表された中山間地域等直接支払制度の中間年評価によると、制度の受け皿となっている集落協定へのアンケートにおいて、将来にわたって農地等を維持管理していける体制が整備されていると回答した理由として4割の集落協定が担い手への農地集積などが増加したことを挙げている。また、広域化に取り組む集落協定では、すべての協定において主導的な役割を担う人材が確保される見通しとなっている。担い手への農地集積と広域化による人材確保などが相まって中山間地域における農地保全と持続的な農業生産を支えている。

さらに、過疎化・高齢化が進行すると地域コミュニティの力が低下し、生活サービスの質も劣化する。農村集落は担い手のみで成立するものではなく、「生活の場」として一定のクオリティが確保されることが望ましい。近年、中山間地域等直接支払制度をきっかけとして設立された法人が、JA店舗が撤退した後の商店経営、雪下ろし等の地域振興分野の仕事を担う例が増えてきた。広域化し法人化することで多様な人材の受け皿となり、農業以外の収入源を増やすことで全体として経営の改善と所得の向上を実現している。農業経営を広域化するほど従来の集落との連携が希薄になりがちだ。広域化した法人だけで地域の道水路の維持管理を行うことは困難であり、こうした地域のパブリックな部分も担うことで地域との連携を図り、地域振興を併せて農業経営の安定化の効果も期待できる。

中山間地域等直接支払制度は令和2年度から第5期対策を迎える。令和元年度には従来の広域 化支援等に加えて、①人材育成(外部等からの人材呼び込み)、②地域振興(地域マネジメント法 人的な活動)、③スマート農業(省力化技術等の導入)に取り組む場合の試行加算措置を導入し た。今後、中山間地域における農地集積と地域振興が推進されるよう、第5期対策における中山 間地域等直接支払制度のますますの充実を期待したい。